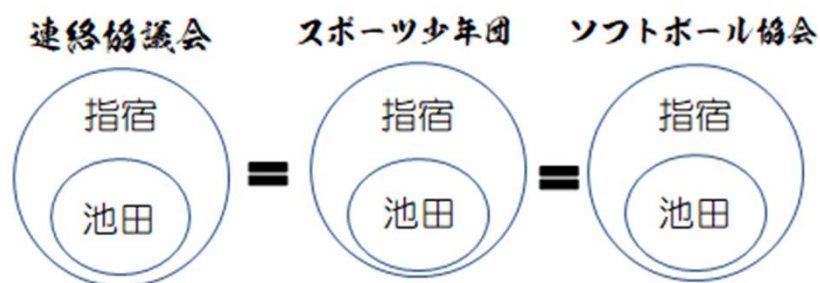


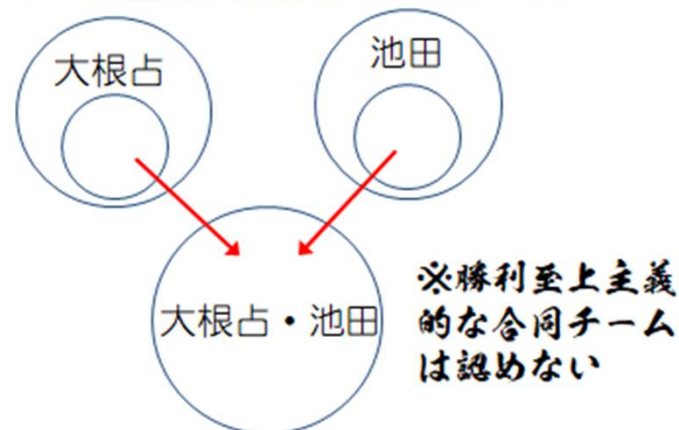
人数不足により、1年間合併登録して活動



県連絡協議会・スポーツ少年団・ソフトボール協会は、同一の登録とする。

春季大会(5年生以下)の合同チーム

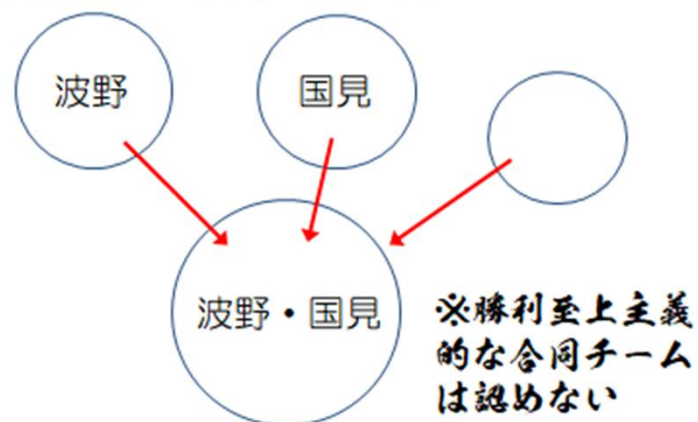
ソフトボール協会に登録しているチーム



5年生以下が9名未満のチーム同士の合同チーム

県ちびっこ大会の合同・連合チーム

連絡協議会に登録しているチーム



単独で9名未満のチームによる合同・連合チーム

【3種類の登録方法について】

- 日本スポーツ少年団への登録は、4月に説明会があり、6月までにWebで更新手続きを行う。県交歓大会申込には、登録名簿写しが必要。以降、新団員の追加登録の義務はない。
- 県ソフトボールスポーツ少年団連絡協議会への登録用紙は2種類(指導者用・団員用)あり、それぞれ3枚目を控えて保管し、地区事務局長へ提出する。年度途中の合併・新規同登録は出来ない。新団員の追加登録は、その都度、地区事務局長へ報告する。
- 日本ソフトボール協会へは、ソフトボールスタートコーチ又は準指導員以上の資格を有するものが在籍しないチームは、県予選会への出場資格が無いので登録の必要ありません。
- 登録を希望するチームは、登録用紙の4枚目を控えて保管して、地区事務局長へ提出する。
- 年度途中での新規登録は出来るが、合併・移籍は出来ない。(春季大会のみ合同参加を認める。)※追加登録は、県ソフトボール協会HPから様式をダウンロードして県協会事務局へ。